平成２１年（フ）第４１１１号
札幌市白石区川下２条６丁目１番18号
債務者　熊谷　政幸
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４１１３号
北海道恵庭市島松寿町１丁目３番地の10　サイプレスヴィル301号
債務者　野呂ひとみ
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４１２１号
札幌市東区北８条東６丁目13番地　ソシアルトミイ８―203号
債務者　細矢　春香
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４１２２号
札幌市厚別区大谷地東２丁目５番16号　ヴィラ大谷地Ｂ―103
債務者　鈴木　奈美（旧姓石川）
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４１２６号
札幌市厚別区もみじ台北４丁目７番25―406号
債務者　杉山　　泉
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４１３５号
札幌市中央区北２条西22丁目３番10号　松竹パークハイツ101号
債務者　畠山美和子
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４１３９号
札幌市北区北26条西７丁目２番２号　パルハイツ北26条Ⅲ101号
債務者　飯田美保子
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４１４０号
札幌市豊平区月寒東２条20丁目９番11号　マノアール松橋Ａ―201号
債務者　舞島真奈美
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４１４２号
札幌市北区北34条西10丁目４番23号　シャロングレース105号
債務者　鈴木　和子
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４１４３号
札幌市東区北36条東16丁目１番20号　ＭＳ織田203号
債務者　服部　洋子
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４１５３号
札幌市北区新琴似10条５丁目５番13号
債務者　安田　衣美（旧姓半田）
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４１５８号
札幌市手稲区前田７条10丁目13番17号
債務者　中島　優子
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４１６７号
札幌市中央区円山西町８丁目１番20―２号
債務者　鐵艸　珠貴（旧姓秋村）
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４１７０号
札幌市白石区本通４丁目北５番28―201号
債務者　大月　由紀（旧姓金城）
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４１７５号
札幌市豊平区美園７条４丁目２番７号　赤塚荘３
債務者　平澤　厚子（旧姓福本）
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４１８０号
札幌市中央区南12条西15丁目２―16―202号室、住民票上の住所札幌市豊平区平岸４条１丁目５番21号　ココ・シャネル103号
債務者　山藤　調子
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４１８１号
愛知県半田市花田町２丁目91番地の２　レオパレス21シャルマン206号
債務者　伊藤　泰二
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部